

《直方市家賃軽減支援交付金》

国の「家賃支援給付金」の給付を受けた事業者の方に、直方市内に所在する建物・土地に対する支払賃料について、直方市が上乘せして「家賃軽減支援交付金」を給付します。下記の申請要領及び申請方法をご確認の上、申請書類を提出ください。

【申請要領及び申請方法】

項目	詳細
交付要件及び交付額	<p>■ 交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅・中小法人及び個人事業者等で、国の「家賃支援給付金」の給付を受けた者のうち、法人にあつては法人市民税の、個人事業者にあつては市民税の納税地が、直方市である事業者 ・直方市内に所在する建物・土地に対する賃料を支払っており、申請日において賃貸借契約が継続していること ・過去に直方市家賃軽減支援交付金を受給していないこと <p>■ 交付額</p> <p>国の給付決定を受けた市内の建物・土地の支払賃料(月額)の総額×1/15×6ヶ月分 ※ただし最大交付額は、法人30万円、個人事業者15万円 ※交付額は上記の算定式によって得られた額から千円未満を切り捨て</p>
提出書類	<p>■ 必須書類 (その1)</p> <p>(1) 申請書【様式1】 ※申請者は「国の家賃支援給付金」を申請した際の名義と同一であること</p> <p>(2) 誓約書【様式2】</p> <p>(3) 同意書【様式3】</p> <p>(4) 法人市民税又は市民税の納税地が直方市であることの確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> →法人市民税申告書の写し ・個人事業者の場合 <ul style="list-style-type: none"> →住所が直方市内の方は確定申告書第1表の写し →住所が直方市外の方は確定申告書第1表の写しと市県民税均等割の課税証明書 <p>(5) 直方市内に所在する建物・土地の支払賃料であることの確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸人、賃借人、契約期間、賃料、共益費、管理費、物件の所在地等が記載された賃貸借契約書の写し ・「国の家賃支援給付金」申請時のWeb上のマイページの対象物件情報照会画面の写し ・「自宅兼店舗」の場合は、地代家賃が記載された確定申告書の収支内訳書 <p>(6) 直前1ヶ月に賃料を支払ったことを証明する書類として下記のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の支払い実績が印字されたページの写し ・振込明細書の写し ・領収書の写し <p>※ただし特段の事情により直前1ヶ月の支払いを証する書類が提出不可の場合、その前月分でも可とする</p> <p>※賃料の支払い猶予または免除がある場合は、それを証する書類</p> <p>(7) 申請者本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> →履歴事項全部証明書の写し(6ヶ月以内のもの) ・個人事業者の場合 <ul style="list-style-type: none"> →運転免許証、健康保険証などの表裏の写し

	<p>■ 必須書類（その2）</p> <p>(8)「国の家賃支援給付金」の受給者であることの確認書類 ・国から郵送された「家賃支援給付金の振込のお知らせ」の写し</p> <p>(9)「国の家賃支援給付金」が振り込まれたことが確認できる書類 ・預金通帳の表紙を開いた1枚目の口座名義、番号が記載されたページと、国からの振込額が印字されたページの写し ※「直方市家賃軽減支援交付金」の振込口座はこの口座を指定すること</p> <p>(10)「国の家賃支援給付金」申請の際に賃貸借契約ではない契約や、必要な書類がない場合など、例外として申請をおこなった場合は、それらに代わって証明する書類として提出したもののすべて</p>
申請期限	<u>令和3年2月26日(金)まで(当日消印有効)</u>
申請方法	郵送による申請
申請先	〒822-8501 直方市殿町7-1 直方市商工観光課 ※「家賃交付金申請書類在中」と記載すること
支給方法	口座振込
申請書配布場所	市ホームページからダウンロードもしくは、直方市役所5階商工観光課、直方商工会議所、市内金融機関で配布
問い合わせ先	直方市商工観光課 TEL:0949-25-2156